

函館市

大間原発 建設差止・設置変更許可処分差止等請求訴訟

弁論更新に当たって①

～福島原発事故の責任と原発事故被害の甚大性～



提訴時の会見で事故時の被害が
函館市民に及ぶことを説明する
工藤壽樹前函館市長

原告訴訟代理人 弁護士 海渡雄一

- **訴状 2014年**
第1章、第4章と第5章
福島原発事故の原因と被害
福島原発事故による自治体の被害
- **原告準備書面(22) 2017年**
函館において実効的な避難計画を立てることは
困難であること
- **原告準備書面(27) 2019年**
福島第一原発事故の被害の甚大さ
大間原発で事故が起きた場合の被害の甚大さ

自治体が原発の建設と運転の差し止めを決断するまで

- 本件訴訟の提起は、函館市の工藤前市長が2012年10月公表された決断を市議会の全会派が支えたことによって提起された。
- 大間原発の50キロ圏の人口は青森側が9万人、北海道側が37万人である。
- 大間原発は世界初のフルモックス(全炉心にプルトニウム燃料を装荷する原子炉)原子炉である。
- 被告電源開発には、原子炉を運転した経験がない。

2013年7月、市長と議会議長・4会派代表が福島原発周辺の自治体を訪問調査(訴状40ページ以下)

- **浪江町では、東電と国の支援が受けられない状況の緊急避難によって、文字通り住民は全国に散り散りになった。住民は和歌山県を除く全国の都道府県にばらばらになってしまった。**
- **町民が避難した津島地区は高線量で、いまま帰還困難区域である。国による情報の非公開によって多くの無用な被ばくを町民に強制することになった。**
- **多くの避難民が津波で倒壊した家屋の下敷きとなり、助けを求めていた請戸の浜では翌日午前5時の緊急避難指示で、救助活動が始められず、助けられたはずの多くの命を救えなかった。**



請戸で4月14日に子どもの遺体を運ぶ様子(甲F48・広河隆一『写真記録 チェルノブイリと福島 人々に何が起きたか』)



2012年4月 請戸の浜で亡くなった方々を偲ぶ卒塔婆 (撮影 海渡雄一)

原発事故の深刻な被害を工藤前市長に説明する浪江町前馬場町長



本訴訟提起の準備のために浪江町の町役場の仮庁舎(二本松市)を訪ねた工藤前市長に町の実情を説明する浪江町前馬場町長 (北海道新聞ニュース2013年7月4日)

南相馬市の状況

- **地震と津波で636人が死亡した。2013年3月までに災害関連死亡が406人に達し、一つの自治体では最多。避難途上の死亡、ストレスによる健康悪化、自殺など。**
- **避難住民数は調査時点で市街避難者17185人、転出者5987人。特に小中学生の4割、幼稚園児は7割が避難していた。**
- **市税は大幅減収、地方交付税と国家支出金で賄っている。東京電力への損害賠償は公営企業分は認められたが、行政の損害は認められず。**
- **除染は極めて困難である。**

東電株主代表訴訟判決 原発事故は国そのものの崩壊にもつながりかねないものである

- 東京地裁2022年7月13日東電株主代表訴訟判決84頁(甲F143・河合弘之・海渡雄一・木村結編『東電役員に13兆円の支払いを命ず』56-57頁)
- 「原子力発電所において、・・・大量の放射性物質を拡散させる**過酷事故が発生すると、**
- 当該原子力発電所の従業員、周辺住民等の生命及び身体に重大な危害を及ぼし、放射性物質により周辺の環境を汚染することはもとより、
- 国土の広範な地域及び国民全体に対しても、その生命、身体及び財産上の甚大な被害を及ぼし、地域の社会的・経済的コミュニティの崩壊ないし喪失を生じさせ、
- ひいては**我が国そのものの崩壊にもつながりかねないものであるから、**
- 「・・・原子力事業者には、**最新の科学的、専門技術的知見に基づいて、過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務があること**をいうをまたない」(最高裁平成4年10月29日判決 = 伊方判決)

東電の責任を断罪した東京地裁 商事部の判断

- 「本件の経緯をつぶさに見ると、東京電力においては、本件事
故前、万が一にも過酷事故を起こさないよう、最新の科学的
知見を踏まえて、いかなる対策が可能か、またそのリスクの度
合いに応じて、いかにそれをできるだけ早く講ずるかという、原子
力事業者として、当然に、また極めて厳しく求められる安全確保
の意識に基づいて行動するのではなく、むしろ、**ほぼ一貫して、
規制当局である保安院等との関係で、自らが得ている情報を
明らかにすることなく・・・いかにできるだけ現状維持できるか、そ
のために、有識者の意見のうち都合の良い部分をいかにして利
用し、また、都合の悪い部分をいかにして無視ないし顕在化し
ないようにするかということに腐心してきたことが浮き彫りとな
る。**」（判決要旨 3 1 頁、3 2 頁）

・「そして、そのように保安院等と折衝をしてきた津波対策の担当部署でさえもが、もはや現状維持ができないとして、本格的に津波対策を講ずることを具申しても、被告らにおいては、担当部署の意見を容れることなく、さらに自分たちがその審議に実質的に関与することができる外部の団体(引用者注 これは土木学会を指している)を用いて波源等の検討を続けることにした上、その間、一切の津波対策を講じなかったものである。このような被告らの判断及び対応は、当時の東京電力の内部では、いわば当たり前で合理的ともいい得るような行動であったのかもしれないが、原子力事業者及びその取締役として、本件事故の前後で変わることなく求められている安全意識や責任感が、根本的に欠如していたものといわざるを得ない。」(判決要旨 3 2 頁)

(甲 F 143・河合弘之・海渡雄一・木村結編『東電役員に13兆円の支払いを命ず』205-206頁)

最高裁多数意見は民事訴訟法違反

- 最高裁が判断を示した4つの高裁判決では、防潮堤の設置を『対策の基本』とする事実認定はされていない。
- 国の責任を認めた仙台高判、東京高判（千葉）及び高松高判（愛媛）はもとより、国の責任を否定した東京高判（前橋）でさえ、このような事実の認定はなくむしろ、水密化という、敷地の浸水を前提とする津波対策が十分にあり得たことを前提とする判示をしている。
- つまり、各高裁判決は、津波対策として防潮堤・防波堤だけでなく、原発の施設に水が入らないようにする「水密化」という津波対策をとることが十分あり得たと事実認定しており、防潮堤・防波堤だけが津波対策の基本とした最高裁判決は、高裁での事実認定を否定し、独自に事実を認定したことになる。
- 民事訴訟法321条 1項に「原判決において適法に確定した事実は、上告裁判所を拘束する」と定めている。原判決の事実認定を逸脱した多数意見は、法321条 1項に違反しているのである。
- (甲 F 143・河合弘之・海渡雄一・木村結編『東電役員に13兆円の支払いを命ず』211-218頁)

国の責任を肯定した 最高裁三浦守判事反対意見(34-35頁)

- 平成4年判決が「災害が万が一にも起こらないようにするため」と述べているのも、同様の趣旨であろう。また、本件技術基準は、原子炉設置者による電気供給等の事業活動を制約する面があり、それが電気供給を受ける者の利益にも影響し、ひいては国民生活及び国民経済の維持、発展にも関係し得るものであるが、他方において、原子炉施設の安全性が確保されないときは、数多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼすなど、深刻な事態を生ずることが明らかである。
- 生存を基礎とする人格権は、憲法が保障する最も重要な価値であり、これに対し重大な被害を広く及ぼし得る事業活動を行う者が、極めて高度の安全性を確保する義務を負うとともに、国が、その義務の適切な履行を確保するため必要な規制を行うことは当然である。原子炉施設等が津波により損傷を受けるおそれがある場合において、電気供給事業に係る経済的利益や電気を受給する者の一般的な利益等の事情を理由として、必要な措置を講じないことが正当化されるものではない。

水密化の措置は必要であり、かつ実施可能であった

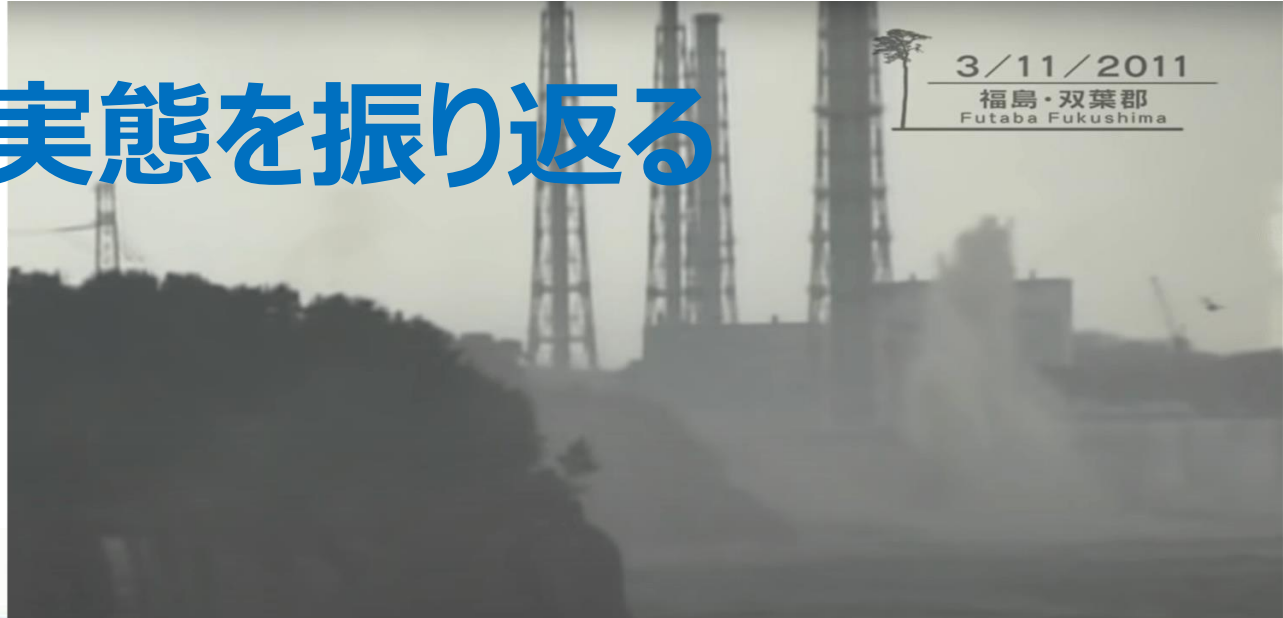
- 多数意見は、本件事故以前の知見の下において、安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が津波により浸水することが想定される場合に、適切な防潮堤等を設置するという措置が津波対策として不十分であったと解すべき事情はうかがわれず、それ以外の措置が講じられた蓋然性があるということとはできないとする。
- 本件のように、それまで想定されなかった津波による浸水を防止するために、事後的に防潮堤等を設置せざるを得なくなったことは、まさに前例のない事態であり、東京電力としては、この事態に即応して、極めてまれな災害も未然に防止するために適切な措置を講ずる法的義務を負っていたものである。本件技術基準に従って講ずべき措置については、本件長期評価を前提とする具体的な事情の下で、そのような災害を確実に防止するために必要かつ適切な措置として合理的に認められるものを対象とすべきであり、こうした措置を蓋然性の考慮から除外すべき理由はない。
- さらに、本件長期評価に基づく適切な試算により、稼働中の原子炉について、設置許可当時の設計津波水位（海拔3.122m）の5倍超という、想定を大幅に超える津波が想定されるに至り、本件発電所においては、30年以上にわたり、各時点の知見に基づく津波の想定による対応では本件敷地の浸水が確実に防止されておらず、極めて危険な状態で原子炉の稼働を続けてきたことが明らかとなる。これは、それまでの安全性を根底から覆し、それが「神話」であったことを示すものといってもよい。このような安全性評価に伴う重大な危険は、設計方針の妥当性を揺るがす問題であり、本件技術基準の適用に当たっては、これを改める特段の考慮が必要であったといわざるを得ない。

法の命じていたことは取返しのつかない深刻な災害を確実に防止することである

- 新たな想定においても、本件長期評価や本件試算は、その時点の科学技術水準に照らし合理性を有していたとはいえ、引き続き進歩、発展すべき知見であり、その不確実性を免れるものではない。実際に、本件長期評価は、17世紀以降の地震に関する整理を前提としたものであって、更に長い周期に係る津波の可能性等を科学的な根拠をもって否定するものではなく、特に、貞観11年（869年）の貞観地震については、多くの専門家によって、東北地方沿岸の地層の痕跡調査等の研究が積み重ねられつつあったことがうかがわれる。
- このような事情の下で示された浸水の危険性は、いかにまれとはいえ、数多くの人の生命、身体等に重大な危害を及ぼすという現実の問題であり、取返しのつかない深刻な災害を確実に防止するという法令の趣旨に照らすと、津波による浸水を前提としない設計をそのまま維持することは、もはやその合理性を認め難いものであった。
- そして、本件非常用電源設備は、主要建屋の1階又は地下1階に設置されており、本件敷地を浸水させる津波の襲来という単一の要因によって、その機能を全て喪失する危険性が高いことは明らかであり、その多重的な防護の必要性が特に高いものであった。
- これらの事情を総合すると、本件技術基準の適用に関し、上記水密化等の措置は、防潮堤等の設置が完了するまでの間において、本件非常用電源設備の機能を維持するために必要かつ適切な措置であるとともに、その後も、本件非常用電源設備の多重的な防護を図るものとして必要かつ適切な措置であったといえることができる。

福島事故の実態を振り返る

3/11/2011
福島・双葉郡
Futaba Fukushima



3月11日 福島第一原発を襲う津波



3月11日 大津波が襲来した瞬間



3月12日15時36分 1号機爆発

「原発爆発」映像が呼び覚ます「3.11」の実相 BEE MEDIA

3月13日



福島第一原発



柏崎刈羽原発



福島オフサイトセンター



福島第



東京電力本店

パーソナルエアロック
格納容器の出入り口

14:30

3号機原子炉建屋のエアロックを開けるとモヤモヤがあつて、**300mSv以上**が計測された。

3月13日



3月14日11時04分 3号機爆発

吉田調書（政府事故調ヒアリング調書）

店から言ってきたわけではなくて、円卓で言いますと、円卓がありますけれども、廊下にも協力企業だとかがいて、完全に燃料露出しているにもかかわらず、減圧もできない、水も入らないという状態が来ましたので、私は本当にここだけは一番思い出したいところです。ここで何回目かに死んだと、ここで本当に死んだと思ったんです。

**本当にここだけは一番思い
出したいくない**

吉田調書（政府事故調ヒアリング調書）

○回答者 3号機は水入れていましたでしょう。1号も水入れていましたでしょう。水入らないんですもの。水入らないということは、ただ溶けていくだけですから、燃料が。燃料が溶けて1,200度になりますと、何も冷やさないと、圧力容器の壁抜きますから、それから、格納容器の壁もそのどろどろで抜きますから、チャイナシンドロームになってしまいうわけですよ。今、ぐずぐずとは言え、格納容器があり、圧力容器、それなりのバウンダリを構成しているわけですが、あれが全くなくなるわけですから、燃料分が全部外へ出てしまう。プルトニウムであれ、何であれ、今のセシウムどころの話ではないわけですよ。放射性物質が全部出て、まき散らしてしまうわけですから、我々のイメージは東日本壊滅ですよ。

東日本壊滅ですよ。

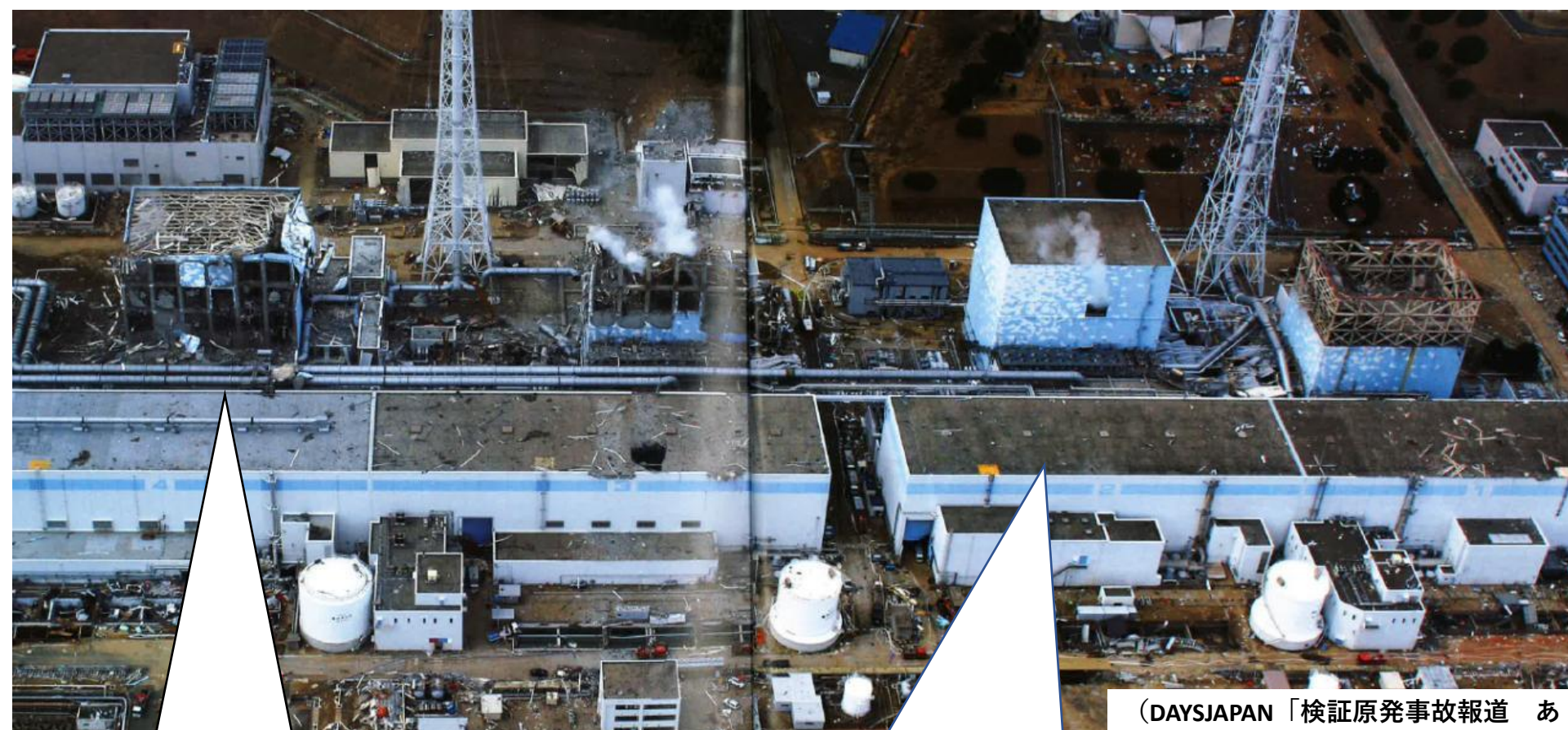
公開】



**日本の国が成
立しなくなる。
何としても、命懸
けで、この状況を
抑え込まない限り
は。**

**日本が潰れるかもしれない時に、撤退
はあり得ない。会長、社長も覚悟を決め
てくれ。**





(DAYSJAPAN「検証原発事故報道 あの時伝えられたこと」)

3月15日6時頃
4号機 爆発

3月15日6時頃
2号機放射性物質大量放出

福島第一原発に残った要員は**わずか70名**に



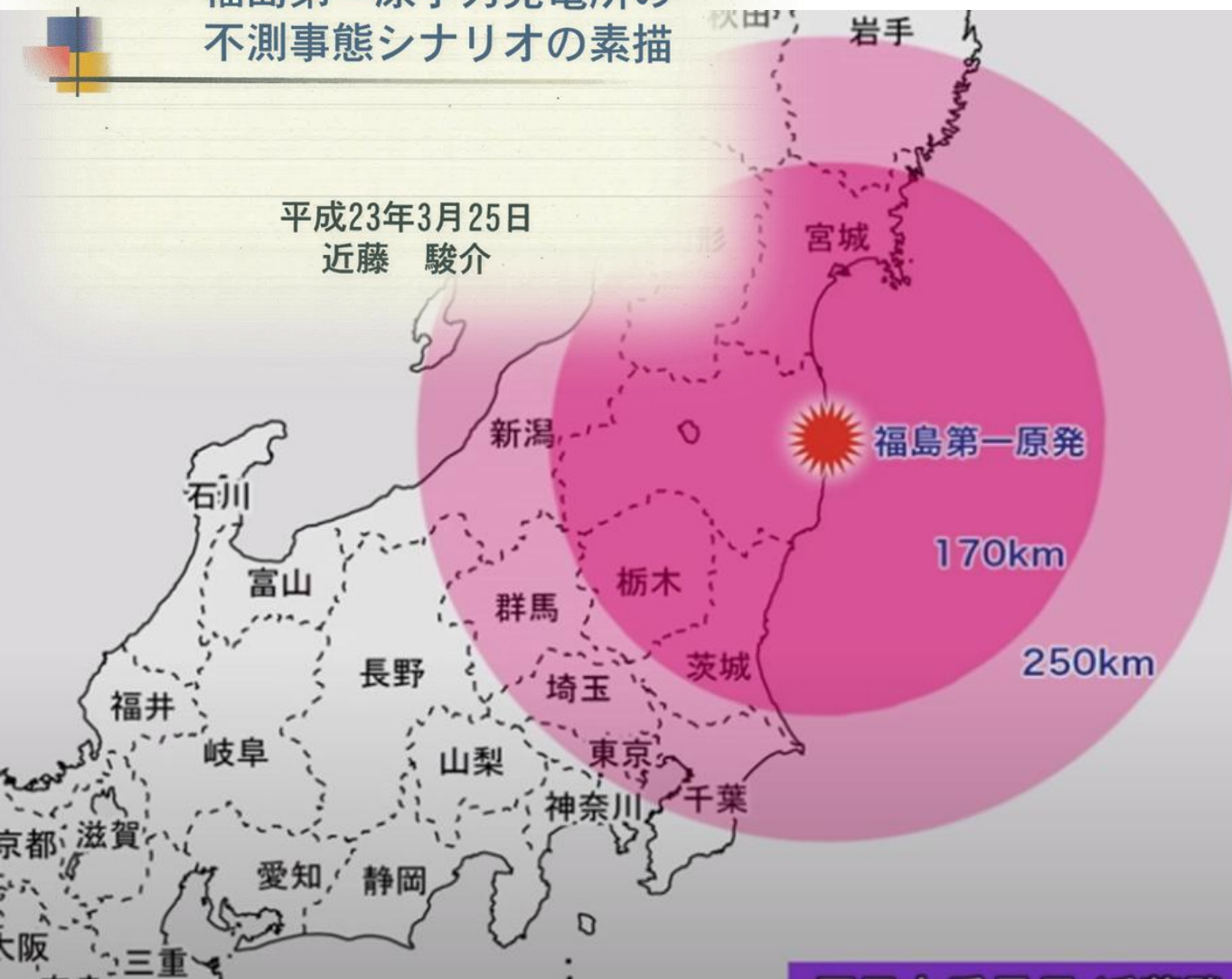
3月15日8時30分過ぎ 東電の記者会見

東電HPより

甲D31

福島第一原子力発電所の 不測事態シナリオの素描

平成23年3月25日
近藤 駿介



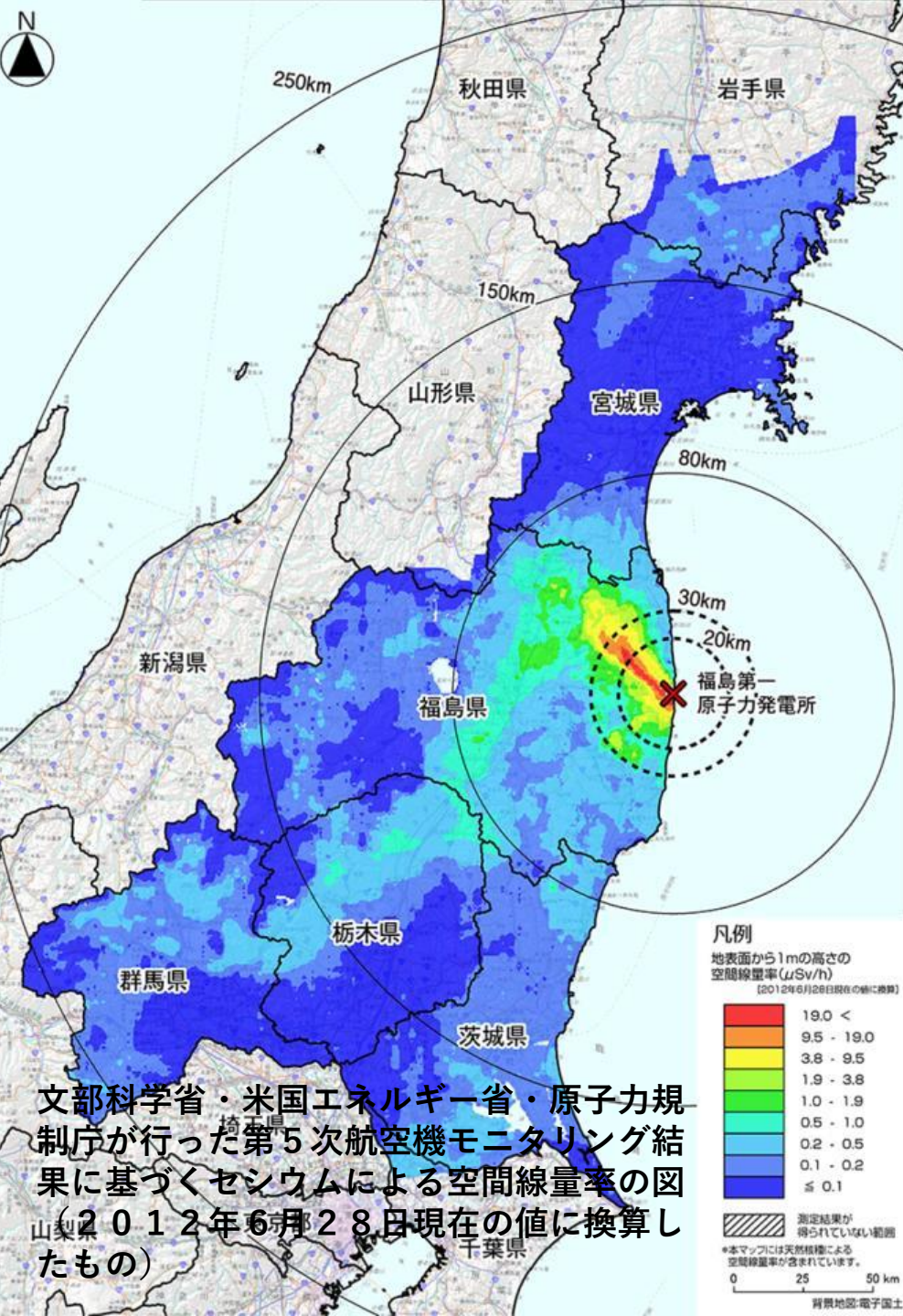
170km : 強制移転
250km : 任意移転



(映画「日本と原発 4年後」)
近藤氏は現職の原子力委員長だった

大間原発で放射性物質放出事故が 発生した場合の被害(原告準備書面(27)第3 甲F37・ 小出裕章「大間原発の破局事故シミュレーション」)

- 大間原発の炉心には大量のプルトニウム燃料が装荷されている。その危険性は第3、3に詳述した。
- プルトニウムはα線を発し、肺に取り込まれた場合、長期に残留し肺がんを発症させる可能性が高い。
- 小出先生によるシミュレーション(炉心溶融して水蒸気爆発したと想定)では、大間町や風間浦町では住民はほぼ急性死亡で全滅する。函館市の急性死亡者数も225人に達する。
- 晩発性のがん死者は風向きによるが、風が東京方向に向かった場合は80万人の死亡が想定される。
- 大間原発は福島原発とはけた違いの危険性を内包する、原子炉である。しかも、世界に類例はない。
- また、電源開発は、これまで一機の原子炉も完成・運転させたことはない(計画段階で挫折した例として、大間でのATR炉がある。)

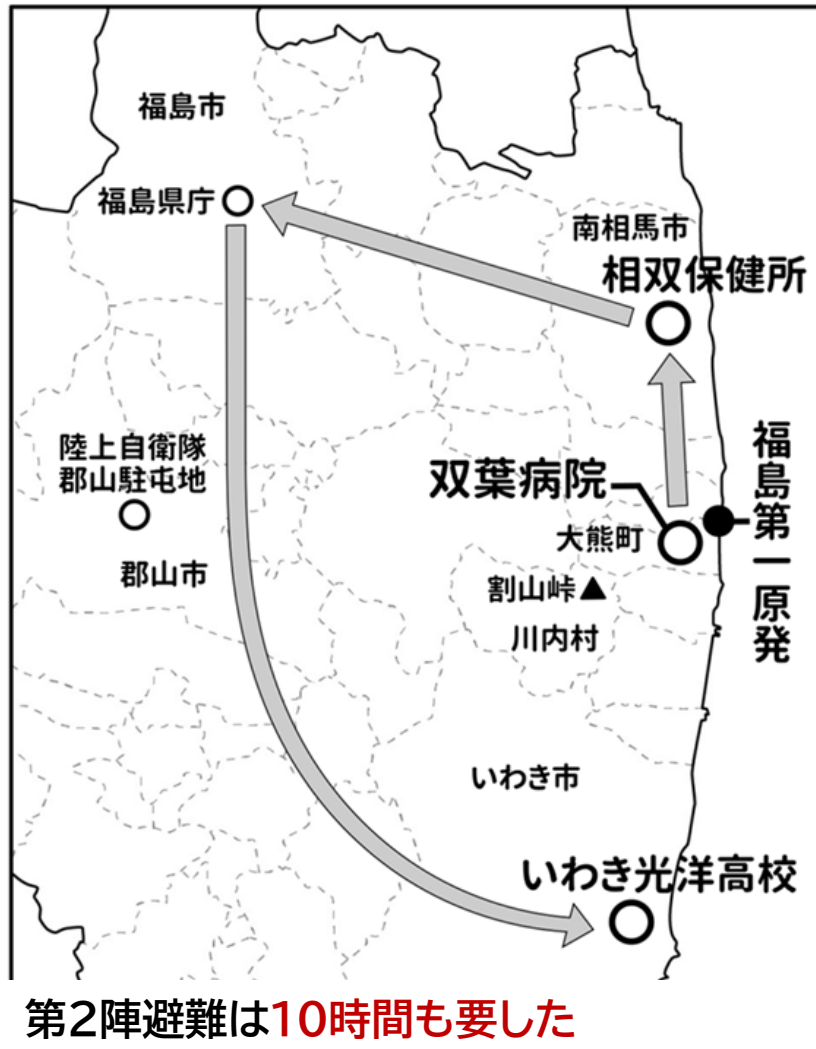


2011年4月22日時点 避難指示区域(復興庁「避難区域の変遷について(解説)より)

避難者数 約14万6520人(2011年8月)
 (避難指示が出た区域のみ。避難指示が出なくても多くの人々が避難した。)

双葉病院からの避難

(第1陣から第5陣まで5回にわけて4日間を要した)



「東京電力福島第一原発事故対応におけるDMATの活動」より抜粋

第3陣避難（3月15日）

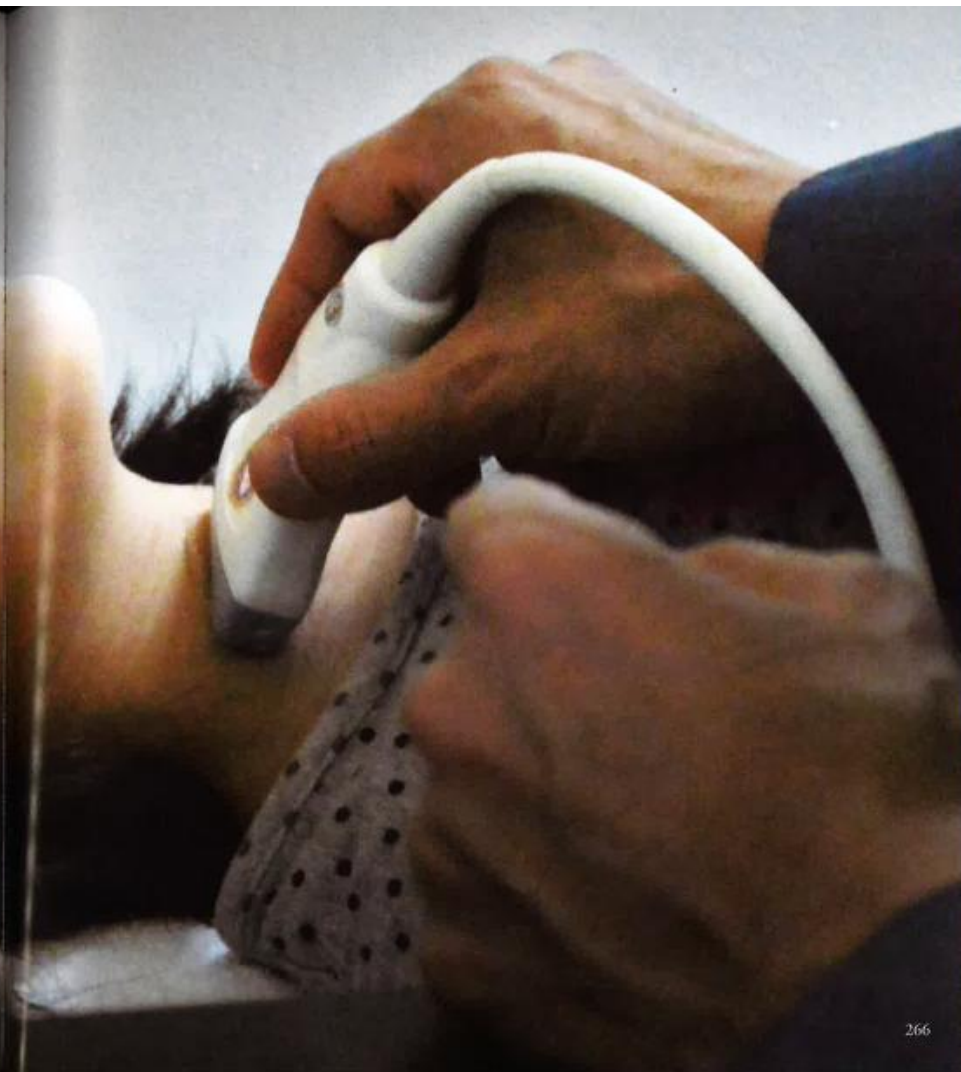
「線量計の音が鳴る間隔がどんどん短くなり、放射線の塊が近づいてくるような感覚だった。」

原告函館市が住民を安全に避難させることは著しく困難である (原告準備書面(22)と上岡直見意見書(甲F41))

- 原告函館市が住民を安全に避難させることは著しく困難であることを原告準備書面(22)と上岡直見意見書(甲F41)で論証した。
- 大間原発の過酷事故が起き、放射性プルームが函館を襲った場合、住民は国道5号線一般道と函館新道を北に向かうしかない。
- 大部分の避難経路が片側一車線であり、1キロに100台が並ぶ大渋滞が発生し、札幌まで、最低でも50時間、混乱が起きれば、300時間を要すると推定される。
- 自力で避難できないものの数も多いが、集団輸送の体制もない。
- こども、老人、障がい者などの交通弱者の避難にはより困難が予想される。
- 放射性物質の大量放出があれば、避難途上の住民が大量被ばくすることは避けられない。



「沖縄・球美の里」で保養をする間に甲状腺の検診を受ける福島の子ども。沖縄県久米島町。2015年



266

小児甲状腺がんの発症率

通常 100万人に1人

福島 約38万人に300人以上

(甲F48・「沖縄・球美の里」で保養をする間に甲状腺の検診を受ける福島の子ども)



悲しくなってしまう。
フレコンバッグみると涙ぼろぼろ
出してしまうよ。

土の中には何十年も、山から
木の葉さらったり、草を刈って牛
に食わせたりしたその有機肥料
がいっぱい入ってんだって。その
土が。それどこにいっちゃうんだべ
な。



飯館村 農業 畜産業
避難生活を送る

菅野栄子

(映画「日本と原発 4年後」)

中間貯蔵施設

- ・福島第一原発事故によって福島県内で出た汚染土
- ・「施設」という用語からイメージする範囲よりはるかに広い
- ・広さは1600ヘクタール
渋谷区(1511ヘクタール)より少し広い
- ・**県外での最終処分は、候補地が未定(国は2044年度までの完了を目標)**



東京新聞2021年1月11日

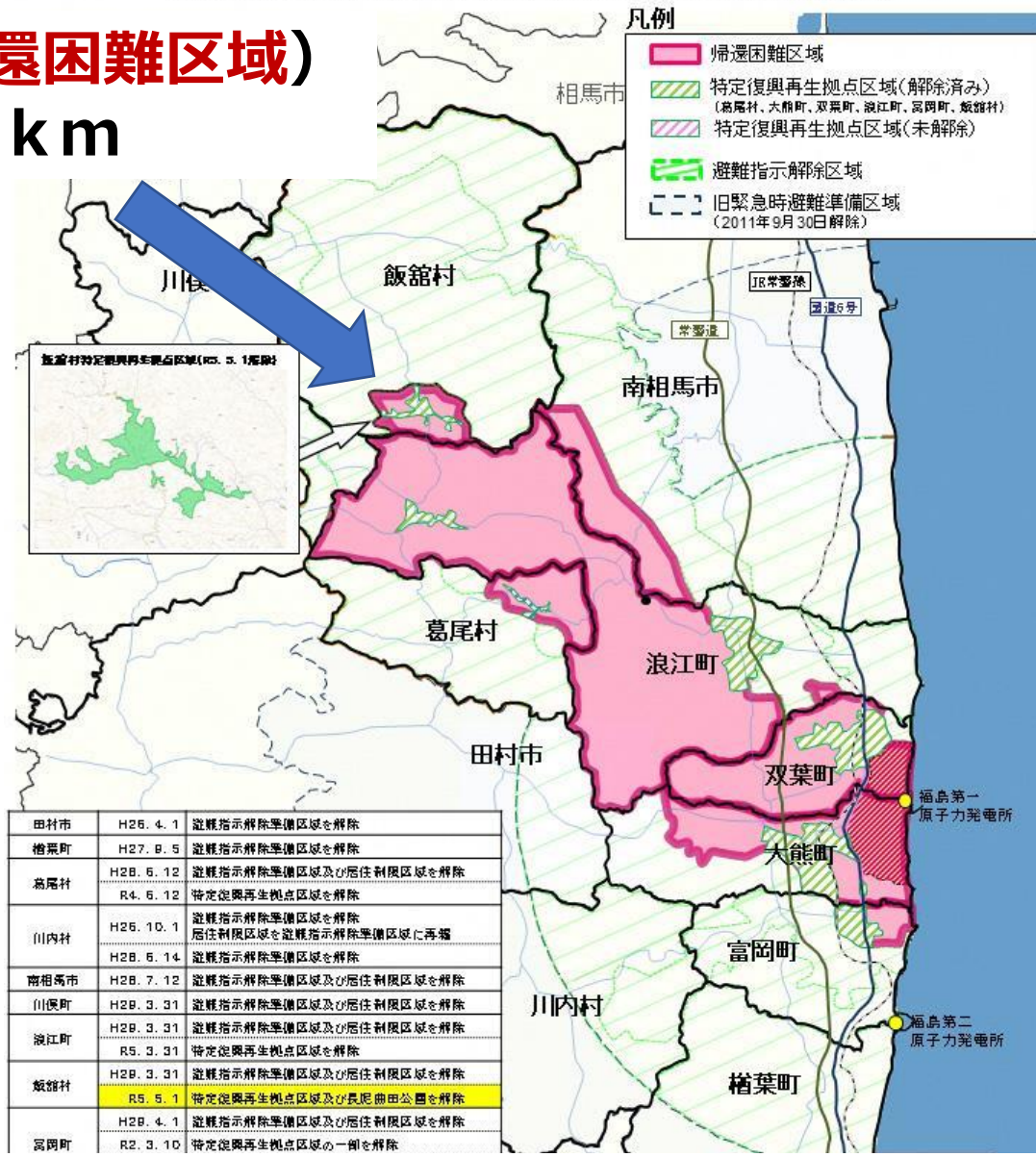
「福島県外の最終処分、候補地探しも始まらず 汚染土など東京ドーム11個分超える〈あの日から・福島原発事故10年〉」

避難指示区域の概念図

令和5年5月1日時点 飯舘村の特定復興再生拠点区域の避難指示解除後

飯舘村長泥（帰還困難区域）

原発から約32km



2023年5月時点の避難指示区域（復興庁 避難区域の変遷について(解説) 2023年5月1日)

避難者約3万人(2023年5月)